

六、経 過

願ヲナス要アリトレ一月三十日支部各會ヲ開催嘆願項目ヲ  
 決定シタル後二月五日口頭ヲ以テ會社ニ嘆願シタルニ因ル  
 (一) 所轄渡橋署ニアリテハ即日會社側事務取扱金子光利組合  
 本部長主順ノ勞資代表ヲ同署ニ招致シ折衝セシメタルニ  
 會社側ニアリテハ賃銀値上問題ニ關シテハ多大之ヲ容レタ  
 ルニ組合側ノ要求トハ當相當距離アリテ不調ニ終レリ  
 (二) 更ニ同署ニアリテハ二月十日及同十三日、両回ニ亘リ勞資  
 代表ヲ招致シ調停斡旋ニ努メタル結果左記實情條件シテ  
 圓滿解決セリ

記

覺 書

- 一、従業員ノ昇給ハ左ノ如クスルコト
- (1) 在任未滿ハ金拾圓宛但シ女子ハ五圓宛 (嘆願ハ三十キ)

- (2) 在任五拾圓未滿ハ金七圓宛 (嘆願ハ二十五キ)
- (3) 在任未滿ハ金五圓宛 (嘆願ハ二十圓)
- (4) 在任以上ハ金貳圓宛 (嘆願ハ十キ)
- 一、退職手當ハ在任ニツキ十二月トスルコト (嘆願通り)
- 一、従業員ノ停年制ヲ設ケ滿五十年迄トスルコト
- 一、恩引ハ父母ノ場合ハ七日子供ノ場合ハ三日トスルコト
- 一、就業時間ハ午前七時十分ヨリ午後四時五十分迄トスルコト
- 一、従業員ハ今後誠意ヲ以テ作業ニ從事シ能率増進ノ為メニ努  
 カスルコト

昭和十二年二月十三日

右及申(通)報候也